

## 「情報公開文書」

受付番号：2020-4-194

課題名：認知症など神経疾患の細胞・遺伝子研究

研究責任者：山本雅之 医学系研究科 教授

### 1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画（以下、TMM）のコホート調査に参加いただいた成人の方

### 2. 研究目的・方法

#### 【研究期間】

西暦 2021年 3月（倫理委員会承認後）～ 2025年 3月

#### 【研究目的】

本研究課題では、京都大学 iPS 細胞研究所（以下、京大 CiRA）において既に整備済みの健常者由来の iPS 細胞とアルツハイマー病、認知症、ALS など神経疾患の患者さん由来の iPS 細胞に加えて、TMM バイオバンクの健常者由来の細胞より作製する iPS 細胞を合わせて比較解析を行い、神経疾患の病態解明に寄与する研究を行います。そして明らかになった病態から治療法の発見や診断方法の改善に繋がります。

#### 【研究方法】

この研究では、TMM バイオバンクが保有する健常者由来の血液細胞やゲノム情報を提供し、京大 CiRA で iPS 細胞を作製します。そして京大 CiRA がこれまでに作製した各種神経疾患 iPS 細胞や健常者 iPS 細胞と合わせて、細胞の遺伝子発現やタンパク質などのオミクス解析、遺伝子解析を行います。また見出された病態について、TMM バイオバンクより提供した血液細胞や血漿を使って、神経疾患の遺伝子発現やオミクス解析、細胞形態、細胞生存率、細胞内構造物などの形態学的解析を行います。

TMM バイオバンクからの提供数は 30 例、京大 CiRA での解析数は健常者と患者合わせて 500 例規模で研究を行います。

この研究で作製された iPS 細胞は TMM バイオバンクに保存されて、他の研究者に提供される可能性があります。

### 3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：基本情報、調査票情報、検査情報、全ゲノム情報

試料：末梢血単核球（血液細胞）、血漿

### 4. 外部への試料・情報の提供

京大 CiRA へのデータの提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。

### 5. 関係研究組織

東北大学東北メディカル・メガバンク機構 機構長 山本 雅之

京都大学 iPS 研究所 教授 井上 治久

### 6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 お問い合わせ窓口

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL：022-717-8078

東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート室

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL：022-718-5161

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 三世代コホート室

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL：022-718-5162

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合